

## 玉村町協働推進センター設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、玉村町自治基本条例（平成18年条例第27号。以下「条例」という。）で規定するまちづくりの基本理念及び基本目標の実現に資するため、住民やNPOによるまちづくりのための様々な地域活動を支援するために設置する玉村町協働推進センターの運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 住民 条例第2条の住民
- (2) NPO 主として住民で組織され、不特定多数の住民の利益に資することを目的とする団体
- (3) まちづくり 条例第4条のまちづくり
- (4) 地域活動 住民及びNPOの自立的・主体的な参加のもと、まちづくりのための営利を目的としない活動（政治活動や宗教活動を除く。）

### (名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 玉村町協働推進センター

位置 玉村町大字下新田 208 番地 4（ふるハートホール内）

### (施設の構成)

第4条 玉村町協働推進センター（以下「センター」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) 事務スペース
- (2) ミーティングスペース
- (3) 情報コーナー
- (4) コピー機、印刷機、本棚、パソコン等の設備及び器具

### (事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域活動支援のための場の提供に関すること。

- (2) 地域活動のための情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 地域活動に関する相談、相互交流及び連携の促進に関すること。
- (4) 地域活動に関する調査及び研究に関すること。
- (5) その他、地域活動の支援及び推進に関する事業

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、センターの運営上特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）とする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、センターの運営上特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(センターの運営)

第8条 センターの運営及び事業は、町と地域活動を行う者が、互いに尊重し対等の関係で協力して行うものとする。

- 2 町長は、センターの管理、運営の一部又は全部を、町長が適当と認める団体に委託することができる。

(センターの利用)

第9条 センターの施設及び設備を利用することができる者は、別に定める利用規約に従い、地域活動を行い、又は行おうとする者に限るものとする。

- 2 利用規約で定めるセンターの施設は、センターに利用登録を行った団体に所属している者が、地域活動を行うために利用できるものとする。
- 3 町長は、利用規約に基づく利用料金を徴収することができる。

(利用登録)

第10条 町長は、利用規約で定める団体の申請に基づき、センター利用団体として登録するものとする。

- 2 町長は、利用登録にあたり、センターの運営上町長が必要と認める条件を加えることができる。

3 町長は、登録を行おうとする団体が施設の利用にあたり次のいずれかに該当する場合は、登録を承認しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (3) センターで行う事業の目的に反するとき。
- (4) センターの運営上支障があるとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(利用登録の取消し等)

第11条 町長は、前条第1項の規定により登録を行った団体が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (3) この要綱に基づく登録の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第12条 町長は、センターの入館者が、次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの運営上支障があるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。